

第四期中期目標期間終了後の積立金の処分について

令和 6 年度は機構の第四期中期目標期間の最後の事業年度に当たるため、各勘定の積立金については、機構法第 18 条及び機構法附則第 7 条の規定により、下表のとおり処分しています。

	証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付 勘定	住宅資金貸付等 勘定	既往債権管理勘定
積立金の金額	714,623,921,116 円	59,134,140,586 円	26,495,066,025 円	469,421,582,322 円	897,482,348,844 円
第五期中期目標期間 に繰り越すものとして 主務大臣の承認を受け た金額	714,623,921,116 円	59,134,140,586 円	26,495,066,025 円	469,421,582,322 円	882,682,348,844 円
国庫納付金額	—	—	—	—	14,800,000,000 円

※ 令和 7 年 7 月 10 日に国庫納付を行っています。